

業務指示書

アジア地域アジアのインフラ需要推計にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（注）業務主任者（総括）については、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資需要推計／経済分析に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／需要推計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：需要推計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 計量/社会インフラ】

- 1) 類似業務の経験：計量/社会インフラに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アジア地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写2部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件においては、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Privé d’Urgence (CPU)）」登録料として、同日滞在期間中1人当たり月額3522円相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(IDR1 = 0.0077 円 , MYR1 = 25.2796 円 , PHP1 = 2.2023 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プrezentashon

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentashonは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/需要推計

計量/社会インフラ

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.01 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月28日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»調達ガイドライン コンサルタント等の調達»コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式»様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
アジア地域アジアのインフラ需要推計にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／需要推計	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：計画/社会インフラ	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

アジアのインフラ需要についてはこれまで幾つかの推計が発表されてきた。その中で”Infrastructure for a Seamless Asia”（2009）ADB and ADB Instituteは現在も最も頻繁に引用されているものであり、同書によるアジアのインフラ需要（2010～2020年）は約8兆ドルとされる。

同書については既に推計期間の半ばを過ぎたことから、JICAは推計見直しを企画し、共同調査の可能性について本年2月にアジア開発銀行（ADB）と協議した。その際、ADBが既にマクロモデルによる需要推計のレビューに取りかかっていることが判明した。他方で、幾つかのシナリオ作り、支出とのギャップ分析、モデル国調査などのミクロのアプローチについてはJICAとの共同研究への希望が示された。双方は2030年までのアジア地域のインフラ需要推計にかかる共同研究を行うことで合意した。

ADBは、電力・通信・運輸・水衛生の4つの経済セクターを対象に、マクロ経済モデルを用いた需要推計を行う。各国の既存インフラストックを基に、一人当たり所得、GDPにおける農業と製造業の比率、都市化の状況、人口密度を変数とした上で今後必要な投資量を算出し、標準単価を掛け合わせる方法で推計する。

一方、一国の公共施設・インフラには、上記4セクター以外にも教育施設や医療保健施設を始めとする社会セクターや防災セクターもあり、アジア諸国が今後必要とするインフラへの投資額を正確に把握するためには、こうしたセクターについても需要推計を行うことが望ましい。また、運輸セクターの中でも、基となるインフラストックが存在しない都市鉄道や高速鉄道については、ミクロの積み上げによって補完することが可能である。

これを踏まえ、JICAでは社会・防災各セクターと都市鉄道・高速鉄道を対象とした需要推計を行うことを目的とした研究プロジェクト「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」を立ち上げ、本格的なミクロの積み上げに関する研究を進めることとしている。本業務は本研究の中での基礎情報を収集するために実施されるものである。

本研究の中間成果は、来年5月のADB横浜年次総会の際に開催予定のADB-JICA共同セミナーにて発表する予定である。

2. 業務の目的

本業務は研究プロジェクト「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」に関連する基礎情報を収集し、JICAが実施する需要推計を支援するためのデータ解析とモデル提示を行う。また、本業務は社会インフラ需要推計、防災インフラ需要推計及び都市・高速鉄道インフラ需要推計の3つのコンポーネントからなり、それぞれの目的は以下のとおり。

- 1) 社会インフラ需要推計：日本及びモデル国（インドネシア、マレーシア）における

- 社会インフラにかかる情報収集、需要推計式の提案、アジア全域における需要推計式の適用、モデル国におけるワークショップの企画・運営補佐。
- 2) 防災インフラ需要推計：日本、モデル国（インドネシア、マレーシア、フィリピン）及び災害多発国における防災インフラにかかる情報収集、需要推計式の提案、モデル国における需要推計式の適用、モデル国におけるワークショップの企画・運営補佐、アジアの災害多発国（3-4か国）への需要推計式の適用。
- 3) 都市・高速鉄道インフラ需要推計：アジア全域（中国を除く）における都市・高速鉄道開発計画にかかる情報収集。今後、新規建設（新設、延伸、複々線化、廃止・休止線の再稼働のための投資を含む。既存線の改良、駅舎・ヤード等の新設・拡幅・改良は含まれないことを想定する。）計画を種々の資料からピックアップし、その計画費用又は推計値を算出。

3. 業務の期間

2016年11月上旬～2017年10月上旬

4. 対象地域

研究プロジェクト「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」はアジア全域（ADBの活動国）を対象とする。本業務のコンポーネントのうち、1) 社会インフラ需要推計については、日本及びモデル国（インドネシア、マレーシア）を含むアジア全域、2) 防災インフラ需要推計については、日本及びモデル国（インドネシア、マレーシア、フィリピン）およびモデル国以外の災害多発国（3-4か国程度）、3) 都市・高速鉄道インフラ需要推計については中国を除くアジア全域を対象とする。

5. 業務の対象範囲

本業務は「2. 調査の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 需要推計式の構築

JICA研究所との協議を通じ、社会インフラ、防災インフラの需要推計式を構築する。これらの需要推計では、2014年のインフラストックを初期値とし、2030年を目標年次とする。

(2) 社会インフラ需要推計の推計対象

推計対象とする具体的な分野は、アジア諸国における開発ニーズの緊急度、一国の社会资本ストックにおける一般的な比率の大きさ、日本における経験・教訓の蓄積

度合い等を勘案し、①教育（学校）、②保健医療（医療施設）、③低所得者向け住宅、④政府庁舎とする。対象地域はアジア全域とし、国際機関等のデータベースから得られる各国共通のパネルデータに加え、人口動態や発展度合いを勘案して選定したモデル国（日本、マレーシア、インドネシア）での現地調査を通じて収集する補完的なデータを基に、各分野の需要推計式を構築する。

- (3) 防災インフラ需要推計のモデル国はこれまで防災分野における日本の援助が行われてきた、3か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン）を対象とする。また、2年次にモデル国とは別に災害多発国を3-4か国程度選び調査を実施する（ミャンマー、バングラデシュ、タイ、ベトナム等を想定）。

(4) 防災インフラ需要推計の推計対象

防災投資の大部分を占める水害（洪水、土砂災害、津波、高潮等）対策を対象とする。河川改修や海岸堤防、ダム、砂防ダム、土砂災害対策施設、植林、気象や水文観測設備等の防災施設整備にかかる費用、及び、災害後の復旧事業を含む。

(5) 都市・高速鉄道インフラの調査対象

アジア諸国（中国を除く）の鉄道計画を種々の資料からピックアップし、その概要及び目標年度から計画費用を算出する。なお、各事業計画の計画額については積算の精度の差があるものと想定しており、本業務での推計額については、事業計画の成熟度（国家による承認の有無など）も合わせて、研究所担当者と協議の上、決定する。

7. 業務の内容

(1) インセプションレポートの作成

調査実施の基本方針、方法、項目、作業計画等を業務計画書として取りまとめ、JICAに提出する。

(2) 社会インフラ需要推計調査

(2-1) 先行研究・データベース調査

国内外の先行研究をレビューし、需要推計式を構築するために適切と思われる変数の候補を抽出する。変数としては、①教育（学校）の場合は学校の平米面積、世代人口、就学率／一人当たり所得、都市化（へき地）率等、②保健医療（医療施設）の場合は病院の平米面積、世代人口、世代ごとの疾患率、都市化（へき地）率等、③低所得者向け住宅の場合は同住宅の平米面積、総世帯数、低所得世帯率、④政府庁舎の場合は同庁舎の平米面積、総人口、公務員数等が考えられる。その上で、上記の候補の内、国際機関等のデータベース（World Development Indicators、UN Data、ADB Statistics Database System等）におけるアジア各国共通のパネルデータの入手可否を確認し、入手可能なものにつき収集する。また、アジア各国における年毎のインフラ量（フロー及びストック）、

インフラ整備単価、インフラ整備の基準（例：整備すべき生徒数当たりの学校平米面積）といった関連する基礎データについても、国際機関等のデータベース上での入手可否をあわせて確認し、入手可能なものにつき収集する。

（2-2）日本及びモデル国における事例研究

日本及びアジアのモデル国（インドネシア、マレーシア）における①上記2-1において収集できなかった補完的なデータの収集、②インフラ需要を満たすために取られた過去の政策・制度及び抽出可能な教訓につき、文献調査や関連機関へのヒアリング等を通じて調査する。日本における上記の政策・制度の調査対象としては、過去のインフラ需要拡大期における地方債や財政投融資、同縮小期における施設統廃合・多機能化や公的不動産の活用、民間資金の活用等が考えられる。コンサルタントはモデル国の関係省庁にて過去の社会インフラ政策や今後の計画等についてヒアリングを行い、需要推計に必要と判断されるデータ及び資料の収集については当該国にて現地再委託を行う。現地再委託の内容についてはプロポーザルにて提案すること。

（2-3）モデル国における需要推計

アジアのモデル国（インドネシア、マレーシア）を対象とした需要推計式を構築するために適切と思われる変数を選択し、JICAに提案する。JICAと協議の上、需要推計式を構築し、同推計式により、モデル国において2030年までに必要な社会セクターのインフラ投資額を推計する。この際の推計は、アジア全域のパネルデータに基づく回帰分析によらず、各モデル国所与のインフラ整備基準・現状・過去からの推移を踏まえつつ、将来の需要を推計し、年毎の予測需要を積み上げていく手法による（例えば、日本の医療施設推計において、2025年の医療需要推計を踏まえた、必要病床数を推計した手法を参考にする）。

（2-4）アジア全域における需要推計

（2-1）、（2-2）の結果を元に、アジア全域を対象とした需要推計モデルを構築するために適切と思われる変数を選択し、JICAに提案する。JICAと協議の上、需要推計モデルを構築し、同推計モデルにより、アジア全域において2030年までに必要な社会セクターのインフラ投資額を推計する。この際の推計は、アジア全域のパネルデータに基づく重回帰モデルの推定と検定により実施する。国際パネルデータのみで需要推計モデルの構築が困難な場合、上記の先行研究・データベース調査及び事例研究のみで収集しきれなかったデータ（日本及びモデル国以外の国々における需要推計モデル構築に使用するパネルデータ及び年毎のインフラ量（フロー及びストック）やインフラ整備単価等の関連する基礎データ）に関しては、対象国政府の公式統計の確認や同政府に対するアンケート調査を通じて収集することで補完する。（アンケート調査の対象国は最大10か国程度

を目安とするが、JICAとの協議により決定する。)

(2-5) アジアのモデル国及びアジア全域における政策提言

上記(2-3)、(2-4)の推計結果に基づき、アジアのモデル国における推計需要を満たすための政策提言案を作成する。提言案の作成に当たっては、日本で取られてきた上記の政策・制度のモデル国における適用可能性を検討する。また、アジア全域におけるモデル国の人団動態や発展度合いを踏まえた上で、汎用性が高いと考えられる項目については、アジア全域の推計需要を満たすための政策提言案として取りまとめる。

(3) 防災インフラ需要推計調査

(3-1) 日本及び災害多発国における防災セクター事例研究

日本におけるインフラ供給（フロー及びストック）の推移、防災予算（名目額、実質額（現在価値化後）、GDP比）の推移、災害被害（死者数、被害額（名目、実質、GDPや国民所得比））、その他需要推測式の構築に必要なデータを、収集、整理する。同インフラ需要を満たすために取られた過去の政策、予算変動の要因、将来需要の予測等を、文献や関連機関へのヒアリングを通じて調査し、教訓を抽出する。また、データの所在が確認できる先進国（イギリス、アメリカ、オランダ、EU等）及び災害が多発する開発途上国（バングラデシュ、中国等）での防災予算の推移と災害被害、将来需要予測について文献調査を行う。

(3-2) アジアモデル国における防災セクター事例研究

アジアのモデル国（フィリピン、インドネシア、マレーシアを想定）における対象セクターのインフラ供給（フロー及びストック）の推移、防災予算（名目額、実質額、GDP比、全体予算比）の推移、災害被害（死者数、被害額（名目、実質、GDP比））及び同インフラ需要を満たすために取られた過去の政策、予算変動の要因、将来需要の予測、治水事業の中長期計画等を、文献や関連機関へのヒアリングを通じて調査する。コンサルタントはモデル国の関係省庁にて過去の防災インフラ政策や今後の計画等についてヒアリングを行い、需要推計に必要と判断されるデータ及び資料の収集については当該国にて現地再委託を行う。現地再委託の内容についてはプロポーザルにて提案すること。

(3-3) 需要推計式の構築

(3-1)、(3-2)の結果を元に、需要推計式を構築するために適切と思われる変数を選択し、JICAに提案する。変数には災害被害、人口、人口密度、都市化、GDP、一人当たり所得やGDP、構造物の建設単価等が考えられる。JICAと協議の上、需要推計式を構築し、計量分析の手法により同推計式の妥当性を検証する。

(3-4) アジアのモデル国における需要推計

日本や他国の経験を踏まえ、モデル国における2030年までに必要な防災セクターのインフラ投資額を推計する。

(3-5) アジアのモデル国における政策提言

モデル国における資金ギャップの要因を分析し、同分析に基づく政策提言案を作成する。

(3-6) 他の災害多発国における需要推計式の適用

(3-3) で構築した需要推計式をアジアの他の災害多発国に適用する。対象国は3~4か国程度（ベトナム、バングラデシュ、ミャンマー、タイ等）を想定。必要に応じて対象国におけるデータ収集を行い、2030年までに必要な防災セクターのインフラ投資額を推計する。

(4) 都市・高速鉄道インフラ需要推計調査

(4-1) 既存の開発計画にかかる情報収集

アジアの諸国（中国を除く）における都市鉄道、高速鉄道の新規開発計画にかかる情報を収集する。新規開発計画には新設、延伸、複々線化、廃止・休止線の再稼働のための投資を含める。既存線の改良、駅舎・ヤード等の新設・拡幅・改良は含めない。

(4-2) アジア全域における需要推計

(4-1) の情報をもとに、アジア全域について2030年までに予定されている都市・高速鉄道インフラ投資額の積み上げを行う。新規開発計画を種々の資料からピックアップし、その計画費用又は推計値を算出。

(5) 日本及びモデル国等におけるワークショップ開催の補佐

2017年5月のADB総会の前後に日本及びアジアのモデル国等において、モデル国政府関係者やADBらを対象としたワークショップの開催を予定しており、同ワークショップの企画・運営を補佐する。ワークショップの回数は3~5回程度を目安とするが、JICAとの協議により決定する。

(6) ファイナルレポートの作成

上記(2)から(4)の内容を取りまとめた報告書を作成する。

8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち成果品はイ

ンテリムレポート（2）とファイナルレポートとする。報告書の仕様は全て簡易製本とし、電子データも併せて提出のこと。

（1）インセプションレポート

ア. 概要・記載項目

業務の基本情報、作業スケジュール、要員計画、需要推計式の仮説の提示（被説明変数及び説明変数の構成案）等

イ. 提出時期 2016年11月上旬

ウ. 分量 A4 20ページ程度

エ. 提出方法・部数 1部、電子データ

オ. 作成言語 英文

（2）インテリムレポート（1）

ア. 概要・記載項目

社会インフラにかかる先行研究・データベース調査結果、防災インフラにかかる日本及びモデル国における事例研究の詳細結果、および都市・高速鉄道インフラの情報収集結果。

イ. 提出時期 2017年1月上旬

ウ. 分量 指定なし

エ. 提出方法・部数 1部、電子データ

オ. 作成言語 英文

（3）インテリムレポート（2）

ア. 概要・記載項目

社会インフラにかかる日本及びモデル国における事例研究結果とモデル国における需要推計式の提案、防災インフラにかかる需要推計結果、および都市・高速鉄道インフラの需要推計結果。

イ. 提出時期 2017年2月下旬

ウ. 分量 指定なし

エ. 提出方法・部数 1部、電子データ

オ. 作成言語 英文

（4）インテリムレポート（3）

ア. 概要・記載項目

社会インフラにかかるモデル国における需要推計結果とアジア全域における需要推計モデルの提案、防災インフラにかかる政策提言案。

- イ. 提出時期 2017年4月下旬
- ウ. 分量 指定なし
- エ. 提出方法・部数 1部、電子データ
- オ. 作成言語 英文

(4) ドラフトファイナルレポート

ア. 概要・記載項目

社会インフラにかかるアジア全域における需要推計結果及び政策提言案、災害多発国における防災インフラ需要推計結果を含む、上記「6. 業務の内容」に示した業務の結果を記載する。なお、2017年5月に予定されているADB横浜年次総会及び関連イベントにおける関係者のコメントを反映すること。

- イ. 提出時期 2017年8月中旬
- ウ. 分量 指定なし
- エ. 提出方法・部数 1部、電子データ
- オ. 作成言語 英文

(5) ファイナルレポート

ア. 概要・記載項目

上記「6. 業務の内容」に示した業務の結果を記載する。

- イ. 提出時期 2017年9月中旬
- ウ. 分量 指定なし
- エ. 提出方法・部数 各言語1部、CD-R 1枚
- オ. 作成言語 英文、及び和文概要

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年11月上旬より業務を開始し、2017年10月上旬の終了を想定している。コンサルタントは第2の「2. 業務の目的」及び「6. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成してプロポーザルで提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目安

総計：13.4MM（現地：7.14MM 国内：6.25MM）

その他に現地再委託業務7MM程度を想定。

(2) 業務従事者の構成

以下の4つの分野を想定している。調査研究の趣旨から経済分析とインフラの技術分野の両分野の従事者の配置を想定しており、配置計画に両分野の担当割り当ての考え方、バックアップ体制に技術分野の支援の方策は明示されたい。

- 1) 総括／需要推計（2号）
- 2) 計量／社会インフラ（2号）
- 3) 防災インフラ
- 4) 軌道系インフラ

3. 便宜供与

本調査の実施に当たり、現地JICA事務所から主な調査機関への調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地JICA事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付け協力を行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

これらの資料は現時点までにJICAにて文献レビューの対象として把握した資料のうち各セクター全体にかかるものである。受注者は、本業務中にこれらの資料及びアジア各国情報等を分析することを想定している。ほかにも必要と考える資料があればプロポーザルで提案することも可とする。

1) 研究全体に関するもの

- ・ADB and ADBI (2009), “Infrastructure for a Seamless Asia”
<http://www.adb.org/publications/infrastructure-seamless-asia>
- ・M. Fay and T. Yepes (2003), “Investing in Infrastructure: what is needed from 2000 to 2010?”
- 2) <http://elibrary.worldbank.org/doi/pdf/10.1596/1813-9450-3102> 社会インフラに関するもの

- ・内閣部政策統括官（経済社会システム担当）（2012）『日本の社会資本 2012』

http://www5.cao.go.jp/keizai2/jmcs/docs/jmcs_document_list.html

- ・文部科学省 学校基本調査

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

- ・厚生労働省 医療施設調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1.html>

- ・経済産業省 医療国際展開カントリーレポート

インドネシア：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Indonesia.pdf

タイ：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Thai.pdf

フィリピン：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Philippines.pdf

ベトナム：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Vietnam.pdf

ミャンマー：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Myanmar.pdf

バングラデシュ：

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kokusaika/27fy/27fy_countryreport_Bangladesh.pdf

- ・経済産業省 新興国等におけるヘルスケア市場環境の詳細調査報告書

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/report_kokusaika.html

- ・国際協力機構（2003）『日本の教育経験』

http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/200311_01.html

3) 防災インフラに関するもの(河川便覧以外はWEB上で入手可能)

- ・河川便覧：国土開発調査会刊

- ・調査研究「防災と開発」報告書～社会の防災力の向上を目指して～ JICA

http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/2003_03.html

- ・欧米諸国における治水事業実施システム ～気候変化を前提とした治水事業計画～財団

法人 國土技術研究センター

http://www.jice.or.jp/cms/kokudo/pdf/reports/autonomy/river/autonomy_kasen_06.pdf

・水インフラ投資と近代日本の経済・社会発展への貢献に関する研究報告書、日本水フォーラム

http://www.waterforum.jp/download/JWF_WB_Report_jpn.pdf

4) 都市・高速鉄道インフラに関するもの

○鉄道業界情報

Railway Technology アジアのプロジェクト

<http://www.railway-technology.com/projects/region/asia/>

(JICA 報告書)

○全世界

開発途上国における鉄道分野の国際協力に関する戦略的アプローチ(プロジェクト研究)報告書 2011.3

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004035.html>

5. 現地再委託業務

社会インフラ及び防災インフラ需要推計のモデル国におけるデータ及び資料の収集については現地再委託にて実施することを認める。再委託を行う場合は必要経費を本見積に計上することとし、実施にあたっては現地再委託ガイドラインに基づき実施すること。

6. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各国の JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、各国の JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況について事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

